

証券コード 4421
2023年12月4日

株 主 各 位

東京都中野区中野四丁目10番1号
株式会社ディ・アイ・システム
代表取締役会長 長 田 光 博

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.di-system.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ディ・アイ・システム」または「コード」に当社証券コード「4421」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月19日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月20日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時10分）
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウス 地下1階 コンベンションホールB
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎本株主総会当日の様子は、後日インターネット上の当社ウェブサイトにて、その内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年10月1日から2023年9月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における感染症法上の位置づけが変わり、インバウンド需要が回復傾向にあるなど、経済活動が正常化に向かう動きが見られました。一方で、世界的な金融引き締めに伴う景気下振れリスクの高まりと円安の進行、ウクライナ情勢の長期化に伴う原料・エネルギーコストの高騰、中国経済の不安定化など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、コロナ禍で加速したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、アナログ的な事務作業のデジタル化や、オンプレミスで運用されているレガシーシステムのクラウド化など、業務効率化・企業競争力強化のためのIT投資は旺盛な状況となっております。経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査（2023年8月分速報）」によりますと、情報サービス産業の2023年8月売上高は前年同月比で7.7%増の1兆1,928億円となっており、引き続き市場全体としましては拡大傾向に進むと思われれます。また、IT人材の確保や育成につきましても、今後ますます重要になっていくものと見込まれます。

このような環境の中、当社グループにおきましては、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画（2023年9月期：売上高64.0億円、営業利益3.3億円）の達成に向けて、「人材の確保及び育成」、「キーワード（巣ごもり需要、脱ハンコ、リモートワーク等）に応じたIT技術の提供」、「内部管理体制の強化」等を経営方針とした、ポストコロナを見据えた市場ニーズを享受できる体制づくりを積極的に行ってまいりました。さらに、当社グループが提供している教育サービス業務で蓄積した研修ノウハウの活用や、社内での技術共有を進めることで、より規模の大きな案件や難易度の高い案件を確保するために必要な技術力の強化、プロジェクトマネージャー（注）の強化・育成を進めてまいりました。

また、金融機関向けセキュリティ製品に強みを持つウィーズ・システムズ株式会社の子会社化（2022年7月～）により、当社グループの既存自社製品「Cornelius LMS」（eラーニングシステム）、「Cornelius SCS」（ストレスチェックシステム）に加え、新たにセキュリティ製品「WEEDS Trace」が加わりました。自社サービスや自社製品を増やすことで、ライセンス販売や保守業務の売上増加を図ることに注力してまいりました。

営業活動におきましては、Web会議システムを活用した商談や、オンラインマーケティングを積極的に活用するなど、コロナ禍における新たな働き方へ順応してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は6,241百万円（前期比13.5%増）、営業利益340百万円（同18.9%増）、経常利益339百万円（同18.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は240百万円（同23.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度にて検討を進めてまいりました福岡サテライトオフィスの移転（増床）につきましては、2024年1月の業務開始（予定）にて実施を決定いたしました。詳細については、2023年9月15日に公表いたしました「福岡オフィス増床・移転のお知らせ」をご覧ください。

（注）プロジェクトマネージャーとは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者のことをいいます。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

なお、各セグメントの業績数値には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

（システムインテグレーション事業）

業務用システムの設計・開発及び構築、運用保守の各工程を、当社グループにて提供できる体制（ワンストップ体制）を構築しており、顧客の要望に応じて、全工程の業務サービス、または、工程別の業務サービス提供を行っております。IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応しており、業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務等を行っております。

当連結会計年度においては、働き方の変化や企業のDX化により、ネットワーク構築やサーバリプレイス、ITシステム基盤のデータ移行案件に加え、標的型メール訓練サービスなどのセキュリティ案件についても引き合いが増加傾向となりました。2023年新卒入社のエンジニアは第4四半期から段階的に顧客企業のプロジェクトへ参画しており、全体のエンジニア稼働率につきましては引き続き高稼働を維持しております。なお、インフラシステムの設計構築業務において継続的に発生していたIT機器の納期遅延については、おおむね解消されているものの、一部の機器については影響が続いているものもあり、対策を講じながらソリューション提供を進めております。

また、当社ホームページへの問い合わせ件数は増加傾向にあり、元請け案件の獲得にも繋がっております。特に、楽々Workflow（電子承認・電子決裁システム）や楽々Framework（ローコード開発プラットフォーム）、COMPANY（統合人事システム）などの問い合わせが増加傾向となりました。

これらの結果、システムインテグレーション事業の売上高は5,691百万円（前期比11.5%増）、セグメント利益につきましては1,145百万円（同15.1%増）となりました。

（教育サービス・セキュリティソリューション事業）

当該事業は、自社で開発した商材を基に、IT研修の企画及びコンサルティング、研修プログラムの開発、研修業務を行う教育サービス分野と、セキュリティ製品の開発、販売、導入、保守を行うセキュリティソリューション分野をサービス領域として提供しております。

教育サービス分野については、IT研修の企画及びコンサルティング、研修プログラムの開発、研修実施の各工程を当社グループにて提供できる体制を構築しており、顧客の要望に応じて、全工程の業務サービス、または、工程別の業務サービス提供を行っております。

当連結会計年度においては、新規研修の研究開発を行うとともに、講師の採用及び育成強化を図りました。また、毎年4月から6月にかけては「新入社員向け研修」の提供で繁忙期となりますが、本年度は受注がさらに旺盛な状況となりました。

新規研修としましては、2022年12月に「メタバース技術研修Hubs & Spoke」、2023年2月に「デジタルツイン研修」、2023年5月に「ChatGPT研修」、2023年9月に「生成系AIサービス『Google Bard/Microsoft Bing』が2時間でまるっとわかる実践セミナー」をリリースいたしました。ChatGPTを始めとした生成系AIの市場はさらに拡大することが予想されていることから、教育サービス分野にとどまらず、システムインテグレーション事業へ波及する可能性もあり、今後、新しい付加価値を生み出すイノベーションが期待されます。

また、顧客企業においてはDX化のためのIT人材確保や育成が重要となってきているとともに、リスクリングの重要性も叫ばれていることから、当社グループが提供するIT教育サービスの需要は、今後ますます増加していくものと見込んでおります。

セキュリティソリューション分野については、主に、金融機関やクレジットカード会社、保険会社など、監査やセキュリティに対して厳格な業界を対象に、サーバやデータベースを操作したログを取得するセキュリティ製品の開発、販売、導入、保守を行っております。

2022年7月に子会社化したウィーズ・システムズ株式会社が当該分野を担っており、2022年7月から、同社の売上及び利益が、教育サービス・セキュリティソリューション事業セグメントに反映されております。

自社製品として、重要システムからの情報漏洩リスクを防ぐIT運用統制ソフトウェアツール群「WEEDS Trace」を販売しており、さまざまな情報システムのログを収集する主要製品をベースに、顧客の目的に応じて、必要な機能やライセンスの提供を行っております。当連結会計年度につきましては、公共法人向け及び地方銀行向けのライセンス販売が好調となりました。

これらの結果、教育サービス・セキュリティソリューション事業の売上高は599百万円（前期比41.7%増）、セグメント利益につきましては230百万円（同8.3%増）となりました。

② **設備投資等の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は17百万円です。

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金総額は125百万円で前連結会計年度末と比べて66百万円減少しております。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2020年9月期)	第 25 期 (2021年9月期)	第 26 期 (2022年9月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高(千円)	4,283,297	4,656,418	5,498,240	6,241,020
経 常 利 益(千円)	109,853	207,588	285,602	339,254
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	77,863	149,234	194,934	240,981
1株当たり当期純利益 (円)	25.53	48.90	66.30	82.88
総 資 産(千円)	1,764,211	2,063,797	2,458,657	2,773,349
純 資 産(千円)	910,851	1,062,200	1,055,788	1,260,828
1株当たり純資産 (円)	348.40	335.51	363.34	433.61

- (注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首より適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アスリーブレインズ株式会社	20百万円	100.0%	ITに関する研修業務
株式会社ステップコム	14百万円	100.0%	システム開発
ウイズ・システムズ株式会社	20百万円	100.0%	自社セキュリティ製品の開発、販売、導入、保守

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、円安の進行や、ウクライナ情勢の長期化に伴う原料・エネルギーコストの高騰、中国経済の不安定化や中東情勢の悪化等による、わが国経済への影響は当面のあいだ続くものと判断しております。しかし、その一方で、当社グループの属する情報サービス産業におきましては、コロナ禍で加速したDX推進を背景に、業務効率化・企業競争力強化のためのIT投資、及び、DX推進を加速させるためのデジタル人材育成投資は、ますます増加していくものと見込んでおります。

このような環境の中、当社グループにおきましては、収益力強化に対する取り組みに加え、積極的な人員採用、及び、エンジニア育成の強化など、多様化する市場ニーズを享受できる対応領域を備えた体制づくりを強化していくことが重要な課題であると認識しており、以下の取り組みを行ってまいります。

① 収益力の強化について

当社グループが継続的な成長をしていくためには、多様化する市場ニーズに対応できるソリューションの提供が重要であると認識しております。有望な分野での元請け案件の拡大や新しい技術分野への積極進出、自社サービス・自社製品の拡充等により、エンジニア数に依存しない新たな高収益モデルを確立してまいります。

② ワークライフバランスの実現について

当社グループが継続的な成長をしていくためには、社員が自身の健康管理をしやすくなる職場環境の実現、子育て中の社員が働きやすくなる職場の実現、優秀な人材がより高い生産性を発揮することができる体制の強化が必要であると認識しております。

当社グループでは、ワークスタイル変革を進めていくことで、労働環境のフレキシブル化の強化に努めてまいります。

③ 人材の確保について

当社グループが継続して事業規模を拡大していくためには、優秀な人材の確保が必要であると認識しております。

当社グループでは、教育サービスの提供において蓄積した研修ノウハウを活用することで、意欲の高い人材であれば、早期にエンジニアに育成する体制を構築しております。また、Web会議システムを利用した面接を導入することで、より多くの応募者と面接することが可能となる体制を構築してまいりました。新卒採用活動につきましても、各種インターン制度を提供することにより、当社グループの魅力を伝え、より多くの新卒入社者を確保できるように努め

ております。

上記の強みを活かした採用活動を行い、優秀な人材の確保に注力をしてまいります。

また、グローバル化に対応すべく、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努め、ダイバーシティ推進のための取り組みを進めてまいります。

④ 技術力の強化について

当社グループが社会に貢献し、安定した収益を獲得するためには、更なる技術力の強化が必要であると認識しております。

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、常に新しい技術が開発されてまいります。教育サービスにおいて蓄積した研修ノウハウの活用、及び、社内での技術共有を進めることで新しい技術を習得し、技術力の強化を進めてまいります。

⑤ プロジェクトマネージャーの育成について

当社グループがより規模の大きな案件・より難易度の高い案件を確保することで、収益を拡大するためには、プロジェクトマネージャーのマネジメント能力を強化するとともに、さらに多くのプロジェクトマネージャーを育成する必要があると認識しております。

教育サービスの提供において蓄積した研修ノウハウの活用、及び、社内でのプロジェクトマネジメント事例の共有を進めることで、プロジェクトマネージャーの強化・育成を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループが継続的な成長をしていくためには、業務拡大に合わせて内部管理体制を強化する必要があると認識しております。

社内での業務知識の共有、システムへの投資に加えて、外部有識者から専門的なアドバイスを受けることができる体制を構築することで、内部管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社グループは、独立系の情報サービス企業として当社及び連結子会社3社により構成されており、システムインテグレーション事業及び教育サービス・セキュリティソリューション事業を営んでおります。

事業区分	事業内容
システムインテグレーション事業	<p>システムインテグレーション事業では、エンドユーザ、エンドユーザの情報システム子会社、通信事業者、当社と同業となるシステムインテグレーション事業者(注1)に対しまして、IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応した業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務を中心に従事しております。</p> <p>サービス提供形態としましては、顧客要望を確認のうえ、派遣契約にて顧客の事務所内に人材を常駐させて作業を行う方法や、請負契約にて作業を一括して請負う方法等を採用しております。</p> <p>① 業務用アプリケーションの設計開発業務</p> <p>売上管理、顧客管理、購買管理、生産管理等の顧客業務を効率化するための業務用アプリケーションの設計開発業務を行っております。</p> <p>上記の設計開発業務におきましては、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、スクラッチ(注2)でのシステム設計開発業務、ソフトウェアパッケージ製品を利用したシステム設計開発業務を提案・対応しております。</p>

事業区分	事業内容
	<p>② インフラシステムの設計構築業務</p> <p>IT基盤において、「想定されたユーザが確実にシステムを使用できること」に加えまして、「想定されたユーザ以外は、システムを使用できないこと」を達成するために必要となる情報を管理する各種サーバ、ネットワーク、ストレージ等で構築するインフラシステムの設計提案業務を行っております。</p> <p>業務用アプリケーションの設計開発業務と同様に、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、各種メーカーの機器選定を含めましたシステム設計構築業務の提案・対応を行っております。</p> <p>③ 業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務</p> <p>業務用アプリケーション・インフラシステム共に運用段階において、顧客はシステム導入した効果を楽しむこととなります。一方、業務用アプリケーション・インフラシステムの適切な運用のためには、システムの運用監視、データ投入・解析、保守開発、機器メンテナンス等の運用保守が必要となります。</p> <p>当社グループは、上記①、②にて納品いたしました業務用アプリケーション・インフラシステム及び他の事業者が納品したシステムに対しまして、顧客が期待したとおりの効果を楽しむように運用保守業務の提案・対応しております。</p>

事業区分	事業内容
教育サービス・ セキュリティソリューション事業	<p>① 教育サービス</p> <p>エンドユーザ（ITエンジニアに育成することを前提に人材採用をした企業）、エンドユーザの情報システム子会社、エンドユーザの教育サービス子会社、当社グループと同業となる教育ベンダ（注3）に対しまして、コンピュータ言語、データベース、サーバ、ネットワーク等の教育業務を行っております。顧客の人事戦略に基づき、新入社員向け研修、中堅社員向け研修を行っております。</p> <p>新入社員向け研修におきましては、IT基礎研修の実施から成果発表会までを行っております。新入社員の採用数が数十名となる企業につきましては、研修内容、研修期間を個社向けに調整した研修コースの提案・提供をしております。新入社員の採用数が5名前後となる企業につきましては、複数社合同にて開催することができる汎用性のある研修コースの提案・提供をしております。</p> <p>中堅社員向け研修におきましては、受講人数が数十名となる企業、もしくは、特殊な技術の研修を希望する企業につきましては研修コースの開発から研修実施までの提案・提供をしております。汎用性のある技術の研修を希望する企業につきましては、複数社合同にて開催することができる研修コースの提案・提供を行っております。</p> <p>② セキュリティソリューション</p> <p>主に、金融機関やクレジットカード会社、保険会社など、監査やセキュリティ基準の厳しい業界を対象に、サーバやデータベースの操作したログを取得するセキュリティ製品の開発、販売、導入、保守を行っております。年々強化が求められる金融機関のシステム運用におけるアクセス管理、IT統制、セキュリティ対策といった課題に対しまして、本質的な対応を施し、長期にわたり、ガイドラインや外部監査、当局検査に耐えうるリスクコントロールツールが求められております。当社グループのセキュリティ製品につきましては、抜け漏れのない「アクセスログ取得」と「操作制御」の提供を行っております。</p>

(注1) システムインテグレーション事業者とは、情報システムの企画、設計、構築、運用保守業務を行う事業者をいいます。

(注2) スクラッチとは、ソフトウェアパッケージ製品等を利用せずに、最初からすべてのシステムを設計開発することをいいます。

(注3) 教育ベンダとは、教育研修サービスの企画、環境設計、環境構築、教育実施業務を行う事業者をいいます。

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京都中野区中野4-10-1		
大	阪	事業所	大阪府大阪市北区中之島3-6-32	
名	古	支店	愛知県名古屋市中区錦2-13-30	

② 子会社

名	称	所	在	地
アスリーブレインズ	株式会社	東京都中野区中野4-10-1		
株	式	会社	静岡県静岡市葵区伝馬町9-11	
ス	テ	ッ	プ	コム
ウイーズ・システムズ	株式会社	東京都港区南青山1-1-1		
株	式	会社		

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
システムインテグレーション事業	650 (18) 名	81 (△19)
教育サービス・ セキュリティソリューション事業	26 (1)	- (-)
その他	10 (-)	1 (-)
全社 (共通)	20 (4)	2 (-)
合計	706 (23)	84 (△19)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 「その他」として記載されている使用人数は、営業事務部門に所属しているものであります。
3. 「全社 (共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
653 (18) 名	86名増 (17名減)	29.7歳	5.4年

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	33百万円
株式会社三菱UFJ銀行	30
株式会社みずほ銀行	30
株式会社りそな銀行	30

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 9,440,000株

② 発行済株式の総数 3,058,000株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

③ 株主数 1,312名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 N A M	1,028,000株	35.35%
ディ・アイ・システム社員持株会	136,300株	4.68%
吉原 孝行	134,000株	4.60%
長田 光博	91,200株	3.13%
長田 亜沙子	87,000株	2.99%
仲 麻衣子	87,000株	2.99%
長田 明子	80,000株	2.75%
富田 健太郎	76,200株	2.62%
関 亦 在 明	76,200株	2.62%
植田 貴久	52,000株	1.78%

(注) 1. 当社は、自己株式を150,297株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	長 田 光 博	株式会社NAM 代表取締役
代表取締役社長	富 田 健 太 郎	DXソリューション事業部長 営業企画本部担当 ITインフラソリューション事業部担当
専 務 取 締 役	関 亦 在 明	財務本部・管理本部・経営企画本部担当 株式会社ステップコム 代表取締役
取 締 役	吉 本 史 朗	業務推進部長 システムインテグレーション事業部長 ビジネスインテグレーション事業部担当 アスリーブレインズ株式会社 取締役
取 締 役	大 塚 豊	経営企画本部長 ウイズ・システムズ株式会社 代表取締役
取 締 役	長 崎 健 二	—
取 締 役	片 岡 詳 子	株式会社コーチ・エイ 取締役監査等委員 学校法人大阪経済大学 評議員 プライムロード株式会社 監査役 K P Pグループホールディングス株式会社 取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	宮 崎 洋	アスリーブレインズ株式会社 監査役 ウイズ・システムズ株式会社 監査役
監 査 役	龍 田 有 理	龍田税務会計事務所 公認会計士・税理士 株式会社ラウレア 取締役 株式会社p u n c t u m 代表取締役 ダブル・スコープ株式会社 取締役監査等委員
監 査 役	金剛寺 千鶴子	株式会社リクルート メディア編集長

- (注) 1. 取締役片岡詳子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役龍田有理、金剛寺千鶴子の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 社外取締役片岡詳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役龍田有理氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

取締役片岡詳子、監査役龍田有理、金剛寺千鶴子の各氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、退任役員

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填するものであり、1年毎に契約を更新しております。

ハ. 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

役員等の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する事由等は支払い対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	134 (4)	134 (4)	- (-)	- (-)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	20 (7)	20 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	155 (12)	155 (12)	- (-)	- (-)	10 (3)

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役の金額報酬の額は、2019年12月20日開催の第23期定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。
- ・ 監査役の金銭報酬の額は、2019年12月20日開催の第23期定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

b. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。臨時で賞与、非金銭報酬を付与する場合には、その額や算定方法、数、内容については、都度決定するものとする。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 長田光博が委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を役位、職責、支給実績等を総合的に勘案して決定することとしております。これらの権限を委任した理由は、経営環境及び業績を勘案し、各取締役の貢献度等を評価するには、経営責任者である代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお報酬額決定の際は、内規に基づき適切に行使されているか社外取締役の意見を聞くものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役片岡詳子氏は、株式会社コーチ・エィの取締役監査等委員、学校法人大阪経済大学の評議員、プライムロード株式会社の監査役、K P Pグループホールディングス株式会社の取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役龍田有理氏は、龍田税務会計事務所の公認会計士・税理士、株式会社ラウレアの取締役、株式会社p u n c t u mの代表取締役、ダブル・スコープ株式会社の取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役金剛寺千鶴子氏は、株式会社リクルートのメディア編集長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概況
社外取締役 片岡 詳子	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。弁護士としての見地から、取締役会において、特に法的事項の議案審議などに専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 龍田 有理	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 金剛寺 千鶴子	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回すべてに出席いたしました。長年にわたる人材採用やキャリア教育を中心とした編集長としての経験や企画業務の経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令・定款及び社会規範を順守し、当社グループ内に周知・徹底する。
- ロ. 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する施策の審議、並びに重要な施策の導入の承認は経営会議において行う。
- ハ. 当社のコンプライアンス担当部門は、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ニ. 当社は、内部通報制度を設け、当社グループの使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ホ. 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社グループは、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

② 当社グループの取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ロ. 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ハ. 当社グループは、危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- ロ. 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制基本方針及び財務報告に係る内部統制基本計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取組む。
- ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置くことができ、同事務局に属する使用人は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- ロ. 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部または内部監査室に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、イの使用人と合わせて監査職務補助者という。）
- ハ. 当社グループの取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- ニ. 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- ホ. 当社グループの取締役は、上記イないしニの具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

⑦ 当社グループの取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - (a) 経営会議で審議された重要な事項
 - (b) 業務報告会等で報告された重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (d) 内部監査に関する重要な事項
 - (e) 重大な法令・定款違反に関する事項
 - (f) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- . 当社の取締役等・使用人は、上記イの(c)、(e)及び(f)に関する重要な事実を発見した場合は、上記①ハのコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
 - ハ. 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記イの(c)、(d)、(e)及び(f)に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。
 - 二. 上記ロ及びハに基づき報告を行った取締役等及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
- ⑧ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - . 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - . 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - 二. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ **反社会的勢力の排除に向けた体制**
- イ. 当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、当社グループの役員、使用人に周知徹底する。
 - . 平素より、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ① 当社は、当事業年度においては、取締役会を16回、監査役会を14回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認いたしました。また、専門的知見を有する社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、監督機能の実効性を高めております。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制については、法令及び文書管理規程等に従い、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電子媒体に記録・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。
- ③ 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を4回開催し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図りました。
- ④ 当社グループは、「反社会的勢力への対応に関する規程」に基づき、当社グループの役員、使用人に周知徹底をしております。業務推進部が主管部門として反社会的勢力に関する情報を管理し、当社グループを当事者とする契約を締結する場合には、当該契約の相手方が反社会的勢力でないことを事前に確認しております。
- ⑤ 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。当事業年度においては、当社グループの役員、使用人に対し、情報セキュリティマネジメントシステムやプライバシーマーク、ハラスメント、インサイダー取引防止等について、eラーニングを使用した教育を5回実施いたしました。
- ⑥ 監査体制については、取締役会への出席のほか、常勤監査役による経営会議等重要会議への出席、内部監査室との連携により行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,056,848	流 動 負 債	1,216,855
現金及び預金	1,104,251	買掛金	200,184
売掛金	771,559	1年内返済予定の長期借入金	66,620
契約資産	58,307	未払金	104,716
商 品	59	未払費用	186,325
仕掛品	9,949	未払法人税等	83,296
その他	112,721	未払消費税等	99,962
固 定 資 産	716,500	契約負債	193,384
有 形 固 定 資 産	131,328	賞与引当金	254,610
建 物	106,945	その他	27,754
工具、器具及び備品	24,383	固 定 負 債	295,665
無 形 固 定 資 産	228,596	長期借入金	58,430
のれん	203,377	退職給付に係る負債	237,235
その他	25,219	負 債 合 計	1,512,521
投資その他の資産	356,575	(純 資 産 の 部)	
保証金	146,198	株 主 資 本	1,248,178
繰延税金資産	185,920	資本金	291,390
その他	24,455	資本剰余金	215,390
資 産 合 計	2,773,349	利益剰余金	876,261
		自己株式	△134,863
		その他の包括利益累計額	12,650
		退職給付に係る調整累計額	12,650
		純 資 産 合 計	1,260,828
		負 債 純 資 産 合 計	2,773,349

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,241,020
売上原価	4,914,600
売上総利益	1,326,419
販売費及び一般管理費	985,531
営業利益	340,887
営業外収益	10
営業外費用	1,644
経常利益	339,254
税金等調整前当期純利益	339,254
法人税、住民税及び事業税	111,739
法人税等調整額	△13,467
当期純利益	240,981
親会社株主に帰属する当期純利益	240,981

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	291,090	215,090	678,866	△134,796	1,050,249
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	300	300			600
剰 余 金 の 配 当			△43,586		△43,586
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			240,981		240,981
自 己 株 式 の 取 得				△66	△66
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	300	300	197,395	△66	197,928
当 期 末 残 高	291,390	215,390	876,261	△134,863	1,248,178

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	5,538	5,538	1,055,788
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		-	600
剰 余 金 の 配 当		-	△43,586
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		-	240,981
自 己 株 式 の 取 得		-	△66
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	7,111	7,111	7,111
当 期 変 動 額 合 計	7,111	7,111	205,040
当 期 末 残 高	12,650	12,650	1,260,828

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,734,578	流 動 負 債	1,076,866
現金及び預金	824,167	買掛金	197,605
売掛金	745,679	1年内返済予定の長期借入金	66,620
契約資産	58,307	未払金	102,712
商 品	59	未払費用	176,420
仕 掛 品	4,316	未払法人税等	77,625
前払費用	88,064	契約負債	96,569
そ の 他	13,983	預り金	24,677
固 定 資 産	825,541	賞与引当金	243,258
有 形 固 定 資 産	122,947	そ の 他	91,376
建 物	104,919	固 定 負 債	313,899
工具、器具及び備品	18,027	長期借入金	58,430
無 形 固 定 資 産	24,369	退職給付引当金	255,469
ソフトウェア	24,361	負 債 合 計	1,390,765
商 標 権	7	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	678,224	株 主 資 本	1,169,353
関係会社株式	351,800	資 本 金	291,390
保 証 金	128,227	資 本 剰 余 金	215,390
長期前払費用	23,813	資 本 準 備 金	215,390
繰延税金資産	173,740	利 益 剰 余 金	797,437
そ の 他	642	利 益 準 備 金	5,386
資 産 合 計	2,560,119	その他利益剰余金	792,050
		別 途 積 立 金	8,500
		繰越利益剰余金	783,550
		自 己 株 式	△134,863
		純 資 産 合 計	1,169,353
		負 債 純 資 産 合 計	2,560,119

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,682,812
売上原価	4,515,606
売上総利益	1,167,205
販売費及び一般管理費	885,026
営業利益	282,179
営業外収益	
受取利息	114
経営指導料	1,200
業務受託料	19,200
営業外費用	
支払利息	1,644
経常利益	301,049
税引前当期純利益	301,049
法人税、住民税及び事業税	100,910
法人税等調整額	△22,268
当期純利益	222,407

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
				別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	291,090	215,090	215,090	5,386	8,500	604,729	618,616	△134,796
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	300	300	300				-	
剰 余 金 の 配 当			-			△43,586	△43,586	
当 期 純 利 益			-			222,407	222,407	
自己株式の取得			-				-	△66
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)			-				-	
当 期 変 動 額 合 計	300	300	300	-	-	178,820	178,820	△66
当 期 末 残 高	291,390	215,390	215,390	5,386	8,500	783,550	797,437	△134,863

	株 主 資 本	純資産合計
	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	989,999	989,999
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	600	600
剰 余 金 の 配 当	△43,586	△43,586
当 期 純 利 益	222,407	222,407
自己株式の取得	△66	△66
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	-	-
当 期 変 動 額 合 計	179,354	179,354
当 期 末 残 高	1,169,353	1,169,353

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 九 鬼 聡
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	九 鬼 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加 瀬 幸 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社ディ・アイ・システム	監査役会
常勤監査役	宮崎 洋 ㊟
社外監査役	龍田 有理 ㊟
社外監査役	金剛寺 千鶴子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第27期の期末配当をいたしたいと存じます。

- ① **配当財産の種類**
金銭といたします。
- ② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は63,969,466円となります。
- ③ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2023年12月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、意思決定及び業務執行の迅速化を図り、取締役会における議論をより充実させるとともに、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したく存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設、不要となる条文の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第18条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p>	<p>(議事録) 第18条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及びその他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>
<p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p><u>2</u> 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>4</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 1 条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 2 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 1 条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 2 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 2 4 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>29</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>30</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第<u>31</u>条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第<u>32</u>条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第<u>30</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>31</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>当社は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第41条～第44条（条文省略）</p>	<p>第37条～第40条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="1025 178 1081 208">附則</p> <p data-bbox="783 250 1232 281">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <ol data-bbox="772 288 1332 636" style="list-style-type: none"><li data-bbox="772 288 1332 455">1. <u>2023年12月開催の第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u><li data-bbox="772 462 1332 636">2. <u>2023年12月開催の第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	ながた 長田 みつひろ 光博	代表取締役会長	再任
2	とみた 富田 けんたろう 健太郎	代表取締役社長 DXソリューション事業部長 営業企画本部担当 ITインフラソリューション事業部担当	再任
3	せきまた 関亦 ありひろ 在明	専務取締役 財務本部・管理本部・経営企画本部担当	再任
4	よしもと 吉本 しろう 史朗	取締役 業務推進部長 システムインテグレーション事業部長 ビジネスインテグレーション事業部担当	再任
5	おおつか 大塚 ゆたか 豊	取締役 経営企画本部長	再任
6	すぎた 杉田 せいいちろう 誠一郎	ビジネスインテグレーション事業部長	新任

候補者番号

1

なが た みつ ひろ
長田 光博 (1952年9月28日生)

再任



所有する当社の株式数
91,200株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1997年11月	有限会社ディ・アイ・システム (現当社) 設立 代表取締役社長	1999年7月	株式会社ディ・アイ・システムに組織変更 当社代表取締役社長
		2019年12月	当社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社NAM 代表取締役

取締役候補者とした理由

長田光博氏は、当社の創業者であり、当社の代表取締役として経営を牽引してきた豊富な経験と実績、及び、幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を遂行するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

とみ た けん た ろ う
富田 健太郎 (1973年9月29日生)

再任



所有する当社の株式数
76,200株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2001年2月	当社入社	2013年10月	当社東日本事業部長
2006年4月	当社取締役 ネットワークインテグレーション部長	2014年10月	当社常務取締役
2006年10月	当社ソリューション第2事業部長	2015年10月	当社事業統括担当
2007年4月	当社ソリューション事業部長	2019年12月	当社代表取締役社長 (現任)
2009年10月	当社営業本部長	2023年7月	当社DXソリューション事業部長 (現任) 営業企画本部担当 (現任) ITインフラソリューション担当 (現任)
2011年5月	当社営業本部長 兼 ITビジネス本部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

富田健太郎氏は、営業部門の責任者や事業統括担当役員、代表取締役を歴任し、当社の事業領域の拡大に貢献してきた実績と幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を遂行するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

せき また あり ひろ
関 亦 在 明 (1976年4月6日生)

再任



所有する当社の株式数
76,200株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2004年1月	当社入社	2013年10月	当社経営企画担当
2006年4月	当社取締役 管理部長	2014年10月	当社常務取締役
2007年4月	当社管理本部長	2019年12月	当社専務取締役 (現任)
2011年5月	当社企画本部長	2022年10月	当社財務本部・管理本部・ 経営企画本部担当 (現任)
2012年4月	当社技術本部長		

重要な兼職の状況

株式会社ステップコム 代表取締役

取締役候補者とした理由

関亦在明氏は、当社の経営管理部門をはじめ幅広い部門の責任者を歴任し、当社グループの経営基盤強化についての経験と実績を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を遂行するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

よし もと し ろ う
吉 本 史 朗 (1978年3月5日生)

再任



所有する当社の株式数
44,000株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2001年1月	当社入社	2015年10月	当社業務推進部長 (現任)
2006年4月	当社大阪支店部長	2021年12月	当社システムインテグレーション事業部長 (現任)
2007年10月	当社取締役 (現任) 西日本事業部長		ビジネスインテグレーション 事業部担当 (現任)
2008年10月	当社技術本部長		

重要な兼職の状況

アスリーブレインズ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

吉本史朗氏は、これまで技術部門及び管理部門の責任者を歴任しており、先進的な技術戦略を推進してきた経験と経営管理を適切に遂行できる幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を遂行するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

おおつか ゆたか
大塚 豊

(1970年7月2日生)

再任



所有する当社の株式数
35,000株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2000年10月	当社入社	2011年10月	当社内部監査室長
2006年4月	当社システムインテグレーション部長	2014年10月	当社執行役員
2009年10月	当社ソリューション営業部長	2021年12月	当社取締役（現任） 経営企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

ウイーズ・システムズ株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

大塚豊氏は、これまで技術部門をはじめとする幅広い部門において責任者を歴任しており、当事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を遂行するために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

すぎた せいいちろう
杉田 誠一郎

(1976年3月9日生)

新任



所有する当社の株式数
15,000株
取締役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位及び担当

2004年5月	当社入社	2014年12月	当社ビジネスサポート部長
2012年4月	当社ネットワークインテグレーション部長	2016年10月	当社ビジネスインテグレーション事業部長（現任）

重要な兼職の状況

-

取締役候補者とした理由

杉田誠一郎氏は、技術部門の責任者を歴任しており、当事業に精通し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化、及び、当社の事業領域の拡大や競争力の強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がな

れたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	みやざき 宮崎 ひろし 洋	常勤監査役	新任
2	かたおか 片岡 しょうこ 詳子	社外取締役	新任 社外 独立
3	たつた 龍田 ゆり 有理	社外監査役	新任 社外 独立

候補者番号

1

みやざき ひろし
宮崎 洋

(1965年2月2日生)

新任



所有する当社の株式数
18,600株

取締役会出席状況
16/16回

監査役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2007年4月	当社入社 総務部長	2011年5月	当社管理本部長
2009年10月	当社管理副本部長	2012年12月	当社取締役
		2021年10月	当社管理本部担当
		2021年12月	当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

アスリーブレインズ株式会社 監査役
ウイーズ・システムズ株式会社 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

宮崎洋氏は、これまで管理本部長、取締役を務めており、2021年12月より監査役に就任しました。当社事業に精通し、当社の経営管理に関し豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、これらの経験や知見を活かした当社経営に対する監査と助言を期待し、監査等委員である取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
4,000株

取締役会出席状況
16/16回

監査役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月	弁護士登録 北野幸一法律事務所	2018年1月	株式会社コーチ・エイ 法務マネージャー
2000年4月	法律事務所D○S○L○O設立 (共同経営)	2019年12月	当社社外取締役(現任)
2001年10月	松下電器産業(現パナソニック)株式会社 法務本部	2020年3月	株式会社コーチ・エイ 取締役監査等委員(現任)
2007年11月	株式会社ファーストリテイリング 法務部リーダー	2020年7月	学校法人大阪経済大学 評議員(現任)
2012年11月	株式会社(現合同会社)ユ ー・エス・ジェイ 法務部長	2021年8月	プライムロード株式会社 監査役(現任)
		2022年6月	国際紙パルプ商事(現K P P グループホールディングス) 株式会社 取締役監査等委員(現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーチ・エイ 取締役監査等委員
学校法人大阪経済大学 評議員
プライムロード株式会社 監査役
K P P グループホールディングス株式会社 取締役監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

片岡詳子氏は、弁護士としての専門知識や会社法務の経験を有しており、議案審議などに法的事項の専門的な立場からの監督、助言が期待でき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
16/16回

監査役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1995年10月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入社	2017年6月	株式会社ラウレア 取締役(現任)
1997年9月	小林時宗税理士事務所 (現税理士法人 会計実践研究所) 入所	2021年1月	株式会社punctum設立 代表取締役(現任)
2014年10月	龍田税務会計事務所開業 (現任)	2021年12月	当社社外監査役(現任)
		2022年3月	ダブル・スコープ株式会社 取締役監査等委員(現任)

重要な兼職の状況

龍田税務会計事務所 公認会計士・税理士
株式会社ラウレア 取締役
株式会社punctum 代表取締役
ダブル・スコープ株式会社 取締役監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

龍田有理氏は、会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計・監査等の分野において豊富な知識と経験を有しており、また事業会社の経営者としての経験を有することから、当社経営に対する監査と助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 片岡詳子氏と龍田有理氏は社外取締役候補者であります。
3. 片岡詳子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 龍田有理氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、片岡詳子氏と龍田有理氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、片岡詳子氏と龍田有理氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定ではありません。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同

- 内容での更新を予定しております。
7. 当社は、片岡詳子氏と龍田有理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）の有する見識及び経験

本総会における第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の、当社取締役が有する見識及び経験は以下のとおりです。

氏名		社外	経験・専門性※						
			企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	技術 品質管理	法務 ガバナンス	財務 会計	国際性 多様性	環境 社会問題
取 締 役 候 補 者	長田 光博		●	●				●	●
	富田 健太郎		●	●				●	●
	関亦 在明		●			●	●	●	
	吉本 史朗		●	●	●	●			
	大塚 豊		●		●	●		●	●
	杉田 誠一郎		●	●	●				
	宮崎 洋		●			●		●	●
	片岡 詳子	●				●		●	●
	龍田 有理	●					●	●	

※上記の一覧表は、各氏の有するすべての経験・専門性を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2019年12月20日開催の第23期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案し、年額200百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2（3）③取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に変更する予定であります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給額水準及び、今後の動向等を総合的に勘案したものであり、当該方針と照らして、相当であるものと考えております。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、移行に伴い、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額35百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給額水準、及び今後の動向等を総合的に勘案したものであり、相当であるものと考えております。

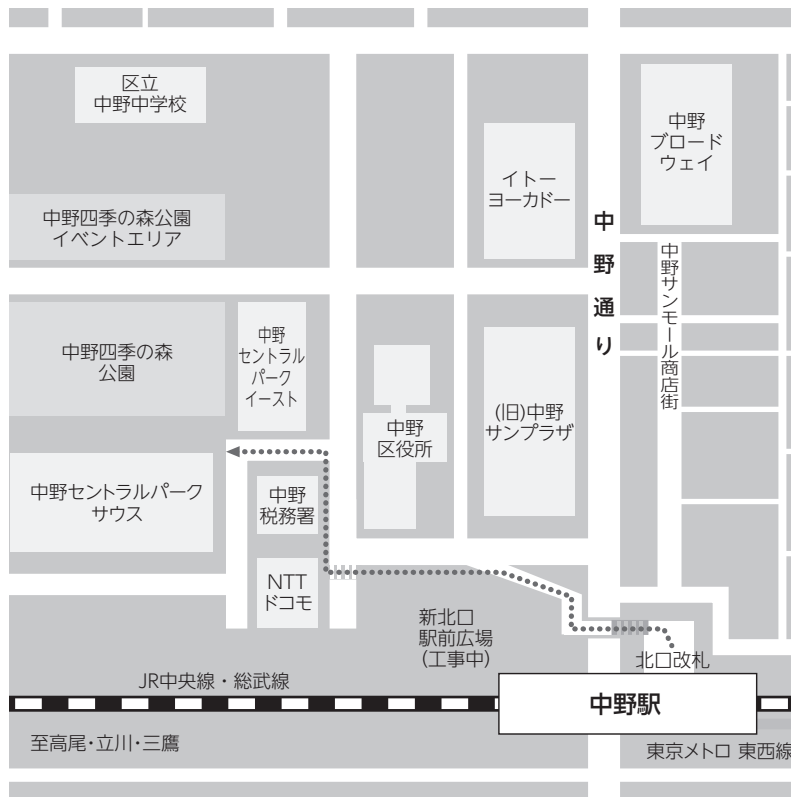
また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウス
地下1階 コンベンションホールB
TEL 03-5942-9080



交通 JR中央線・総武線、東京メトロ東西線 中野駅北口より 徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。